

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

輪島市は、本州中央部日本海に突出した能登半島の北端に位置し、東西に約 42 km、南北に約 31 km、面積 426.29 km<sup>2</sup>である。海岸線は 81.8 km余に及び、北方海上に七ツ島（23 km沖）、舳倉島（48 km沖）がある。

地勢は、山地が市面積の約 78%を占め、東西に連なって海に迫っている。能登北部の地層及び岩石の分布は、第三紀中新世の火山岩類や堆積岩類からなり、しばしば地すべりが発生している。山間丘陵地を源とする小河川はいずれも樹枝状となって日本海に注ぎ、平野部は軟弱な沖積層が厚く堆積して沖積平野を形成している。

輪島市地域防災計画【一般災害対策編】には、水害、風害又は雪害に対する計画が定められており、これらの災害リスクに留意する必要がある。

また、2007 年（平成 19 年）3 月の輪島市西南西沖 40 kmの日本海を震源とする能登半島地震（M6.9）により輪島市内に大きな被害が発生しており、商工業者の事業継続力を強化するためには特に地震及び津波に対する災害リスクに留意する必要がある。輪島市地域防災計画【地震災害対策編】及び【津波災害対策編】によれば、輪島市内に限らず石川県内において被害を及ぼす地震が 30 年に一度の割合で発生しており、能登半島沖の断層による地震への備えも必要である。能登半島沖の断層以外にも日本海東縁に大規模な地震が頻発する地帯もあり、そこで発生した津波が数年から 10 年ごとに能登半島沿岸に到達し、過去に被害が発生している。

以下、主な災害リスク及び本計画で留意すべきリスクについて記載する。

① 洪水

輪島市には、石川県水防計画に定める指定河川として 3 河川（河原田川・町野川・八ヶ川）があり、これらの指定河川の洪水ハザードマップによると、洪水浸水想定区域に多くの商工業者が集積している。

- ・河原田川洪水ハザードマップ・・・・・・・・別図 1 参照（輪島商工会議所管内）
- ・町野川洪水ハザードマップ・・・・・・・・別図 2 参照（輪島商工会議所管内）
- ・八ヶ川洪水ハザードマップ・・・・・・・・別図 3 参照（門前町商工会管内）

② 土砂災害

輪島市には、土砂災害を警戒すべき区域が市全域に多数あり、土砂災害ハザードマップによると商工業者が集積している市街地を囲うように警戒区域がある。

- ・土砂災害ハザードマップ（輪島地区）・・・別図 4 参照（輪島商工会議所管内）
- ・土砂災害ハザードマップ（門前地区）・・・別図 5 参照（門前町商工会管内）

③ 地震・津波

地震ハザードステーション（J-SHIS）や活断層データベースによると輪島市周辺に活断層がいくつかあり、大規模な地震が発生すると全ての商工業者の事業継続に支障が生じると想定される。また、津波ハザードマップによると、輪島市の中心市街地に広く津波浸水

想定区域が指定されている。

- ・ 輪島市周辺の活断層位置図・・・・・・・・・・別図 6 参照
- ・ 津波ハザードマップ（輪島地区）・・・・・・・・別図 7 参照（輪島商工会議所管内）
- ・ 津波ハザードマップ（門前地区）・・・・・・・・別図 8 参照（門前町商工会管内）

④ その他の災害

輪島市は、過去に台風や大雨により大きな被害がたびたび発生している。

また、冬季は一時的に強い寒気が流れ込み大雪となることもあり、自然条件に起因する災害リスクがある。

⑤ 感染症の流行

2020 年（令和 2 年）2 月以降流行し市民生活、国内経済活動に重大な影響を与えている新型コロナウイルス感染症のような新感染症や、10 年から 40 年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している新型インフルエンザは、商工業者の事業継続に支障を及ぼすリスクがある。

(2) 商工業者の状況

輪島市内の商工業者の状況は、以下のとおりである。【参考：平成 28 年経済センサス】

① 商工業者数

1,762 事業者

※ほとんどの事業者が小規模事業者である。

② 業種別商工業者数

業 種	商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	139	市内各地に点在している
製造業	350	臨空産業団地のほか、輪島塗の製造事業者が市街地に集積している
卸売業、小売業	485	主に市街地に集積している
宿泊業、飲食サービス業	228	主に市街地に集積している
生活関連サービス業、娯楽業	130	主に市街地に集積している
サービス業	181	主に市街地に集積している
その他	249	主に市街地に集積している

(3) これまでの取組

① 輪島商工会議所の取組

- ・ 事業者事業継続計画（以下「事業者 BCP」という。）に関する国の施策周知
- ・ 事業者 BCP に関するセミナーの開催
- ・ 連携する損害保険会社が扱う損害保険の周知
- ・ 県民一斉防災訓練（シェイクアウト石川）への参加
- ・ 防災訓練の実施

## ② 門前町商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策周知
- ・事業者 BCP に関するセミナーの開催
- ・連携する損害保険会社が扱う損害保険の周知
- ・県民一斉防災訓練（シェイクアウト石川）への参加
- ・防災訓練の実施

## ③ 輪島市の取組

- ・輪島市地域防災計画の策定及び改正（平成 18 年 2 月策定・令和元年 8 月最終改正）  
【計画の構成】一般災害対策編・地震災害対策編・津波災害対策編・原子力災害対策編・  
事故災害対策編
- ・輪島市国民保護計画の策定及び改正（平成 19 年 1 月策定・令和元年 9 月最終改正）
- ・輪島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改正（平成 26 年 12 月策定・令和元年 12 月最終改正）
- ・輪島市業務継続計画の策定（平成 29 年 3 月策定）
- ・輪島市総合防災訓練の実施（毎年度）
- ・県民一斉防災訓練（シェイクアウト石川）への参加
- ・防災施設、防災設備及び防災装備の整備
- ・防災備蓄の充実（公民館等の公共施設に分散備蓄）
- ・他の地方公共団体・関係機関との相互応援協定の締結
- ・民間事業者及び民間事業者組合との協定締結

## II 課題

### (1) 事業者 BCP の策定に関する課題

- ・地域における災害等リスクに関し、ほとんどの事業者が認識不足である。
- ・令和 3 年 1 月から 3 月にかけて輪島商工会議所会員に実施したアンケート調査によると事業者 BCP を策定済又は策定中であると回答した事業者の割合は 25.4%であった。必要であるが未策定と回答した事業者の割合は 50.9%であり、そのうち必要なノウハウやスキルがなく未策定であると回答した事業者は 40.0%、人的余裕がなく未策定であると回答した事業者は 33.3%いたことから、事業者 BCP に関する知識や人材に乏しい事業者への支援を充実させるため、実際に支援を行う経営指導員のノウハウやスキル向上が欠かせない。また、専門家派遣による支援体制の構築も不可欠である。

### (2) 相互協力体制の充実・関係機関との連携

- ・災害等リスクに対する認識を共有し、連携して事業者 BCP の策定支援を行うため、輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市相互の協力体制を充実させる必要がある。
- ・発災時に速やかに応急対策を実施し、復旧・復興支援に繋げることができるよう、相互協力体制を充実させる必要がある。
- ・感染症の流行時に事業者支援が適切に行えるよう、関係機関との連携体制を構築する必要がある。

### Ⅲ 目標

#### (1) 事業者 BCP の策定に向けた支援の充実

- ・毎年度、普及啓発セミナーを開催し、地域における災害等リスクや事業者 BCP 策定の重要性を周知する。
- ・専門家派遣や個別相談会を実施し、事業者 BCP の策定を支援する。
- ・経営指導員その他関係職員向け研修会を開催し、事業者 BCP 及び防災知識、感染症対策に関するノウハウやスキルの向上に努める。

#### (2) 相互協力体制の充実・関係機関との連携

- ・輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市の実務担当者協議会を組織し、相互協力体制の充実と防災・感染対策上必要な関係機関との連携に努める。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### Ⅳ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### Ⅴ 事業継続力強化支援事業の内容

輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市は、連携して以下のとおり事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

##### ① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・輪島商工会議所及び門前町商工会の会報その他の広報手段を活用して国の施策や情報を発信する。
- ・普及啓発セミナーや個別相談会の開催を通じ、地域の災害等リスクや事前対策の重要性を周知する。

##### ② 輪島商工会議所及び門前町商工会自身の事業継続計画の作成

- ・輪島商工会議所・・・令和3年10月策定
- ・門前町商工会・・・令和3年10月策定

##### ③ 関係団体との連携

- ・関係団体・関係機関と連携し、普及啓発活動を行う。
- ・提携する損害保険会社と連携して普及啓発セミナーや個別相談会を開催する。

##### ④ フォローアップ

- ・輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市の実務担当者協議会を毎年度開催し、事業者 BCP 策定状況の確認及び現状分析を行う。
- ・事業者 BCP 策定済事業者の取組を巡回指導等によりフォローアップする。

##### ⑤ 訓練の実施

- ・毎年度、特定の自然災害が発生したと仮定し、輪島商工会議所及び門前町商工会がそれぞれの事業継続計画に基づき訓練を実施する。
- ・毎年度、輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市間の情報伝達方法や事業者支援体制の確立に向けた訓練を実施する。

#### (2) 発災後の対策

自然災害の発災時には、下記の手順で被害状況を把握し、相互に情報を共有し、関係機関

へ報告する。

① 職員の安否確認及び参集可能人数の把握

- ・発災後 1 時間以内に職員及びその家族の安否並びに参集可能人数の確認を行う。

【手段：電話・SNS】

- ・職員及びその家族の安否並びに参集可能人数を確認後、その情報を輪島市産業部漆器商工課に報告し、相互に情報を共有する。【手段：電話・メール】

② 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内にそれぞれ入居する施設の被災状況を確認し、応急対策の実施の可否を輪島市産業部漆器商工課に報告する。【手段：電話・メール】

- ・施設が被災したことにより応急対策が実施できない場合は、それぞれの事業継続計画に基づき対策事務所を移転するなど対処し、輪島市産業部漆器商工課に報告する。

【手段：電話】

③ 応急対策の方針決定

- ・輪島商工会議所及び門前町商工会は、会員事業者の大まかな被災状況を集約し、輪島市産業部漆器商工課に報告する。

- ・輪島市産業部漆器商工課は、輪島商工会議所及び門前町商工会が収集した事業者の被災状況及び商工全般の被災状況を集約し、相互に情報を共有する。

- ・輪島市産業部漆器商工課は、輪島市総務部防災対策課と連携して関係機関へ報告を行うとともに、応急対策の方針を決定する。この場合において想定する応急対策の基本的な内容は、概ね以下のとおりとする。

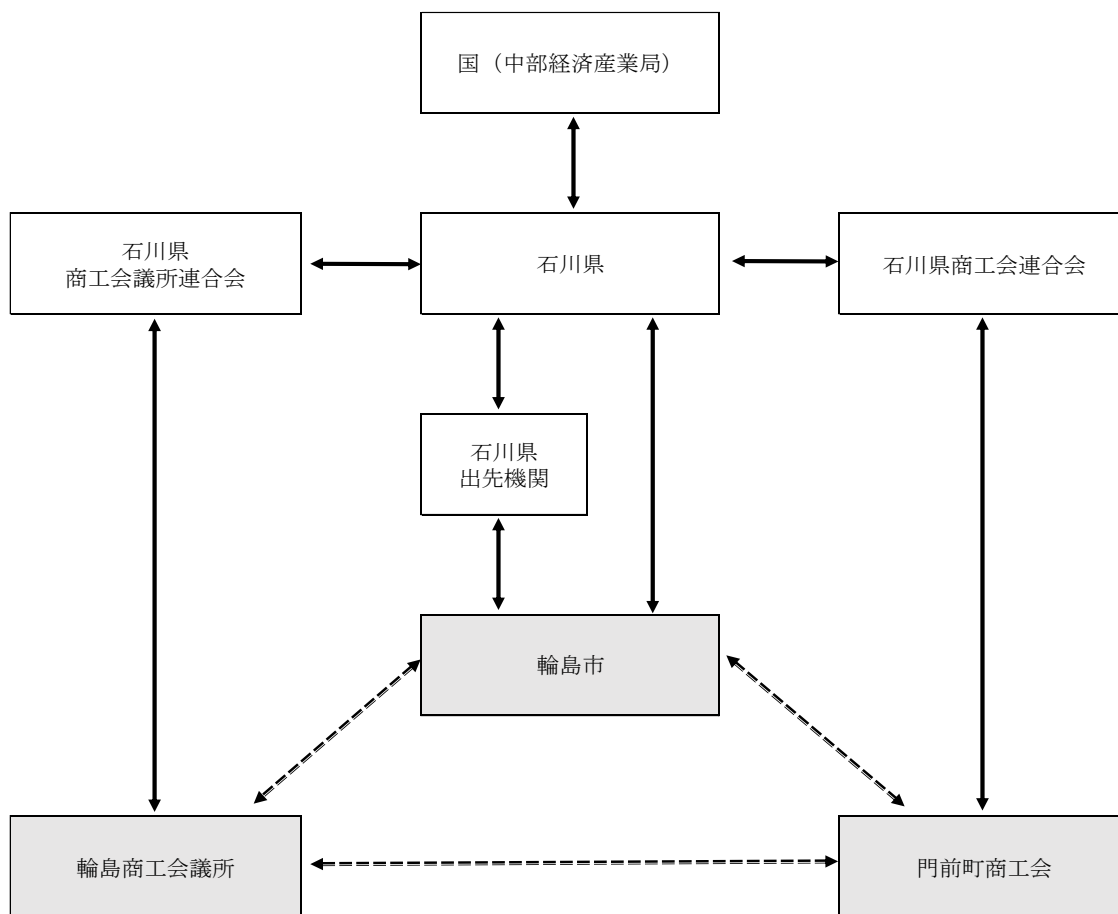
《被害規模の目安》

被害規模	被害状況（判断基準）	想定する応急対策の内容
大規模被害発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・目視により地域の事業所の 10%以上で施設・設備が破損し、大きな被害が確認できる場合</li><li>・事業所の建物が床上若しくは床下浸水し、又は全壊若しくは半壊となっている場合</li><li>・被害が見込まれる地域が交通又は情報伝達手段の遮断等により状況が確認できない事態が発生している場合（大規模な被害が発生しているものと推定）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急相談窓口の設置</li><li>・被害状況の調査</li><li>・事業継続に向けた支援業務の実施</li><li>・復旧・復興支援に向けた業務の実施</li></ul>
被害発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・目視により地域の一部の事業所で施設・設備に被害が確認できる場合</li><li>・地域の一部の事業所の建物が一部損壊となっている場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談窓口の設置</li><li>・被害状況の個別調査</li><li>・事業継続に向けた支援業務の実施</li></ul>
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"><li>・目視で被害が把握できない場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・応急対策なし</li></ul>

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

#### ① 連絡体制の構築

被害状況の迅速な把握と早期に事業者支援を開始するため、以下のとおり連絡体制を構築する。



#### ② 被害状況の報告

輪島商工会議所及び門前町商工会は、管内事業者の被害を把握した場合は、輪島市に以下の項目を報告するものとする。発災直後の報告時間は、毎日正午及び午後 5 時の 2 回とする。【手段：原則メールにて】

- ・発生場所及び事業者名（店舗名・業種・従業員数）
- ・被害の種類、原因及び程度
- ・概ねの被害額（千円単位：被害が生じた事業者にはアリングできない場合は外観目視により算出する。）
- ・その他必要な事項

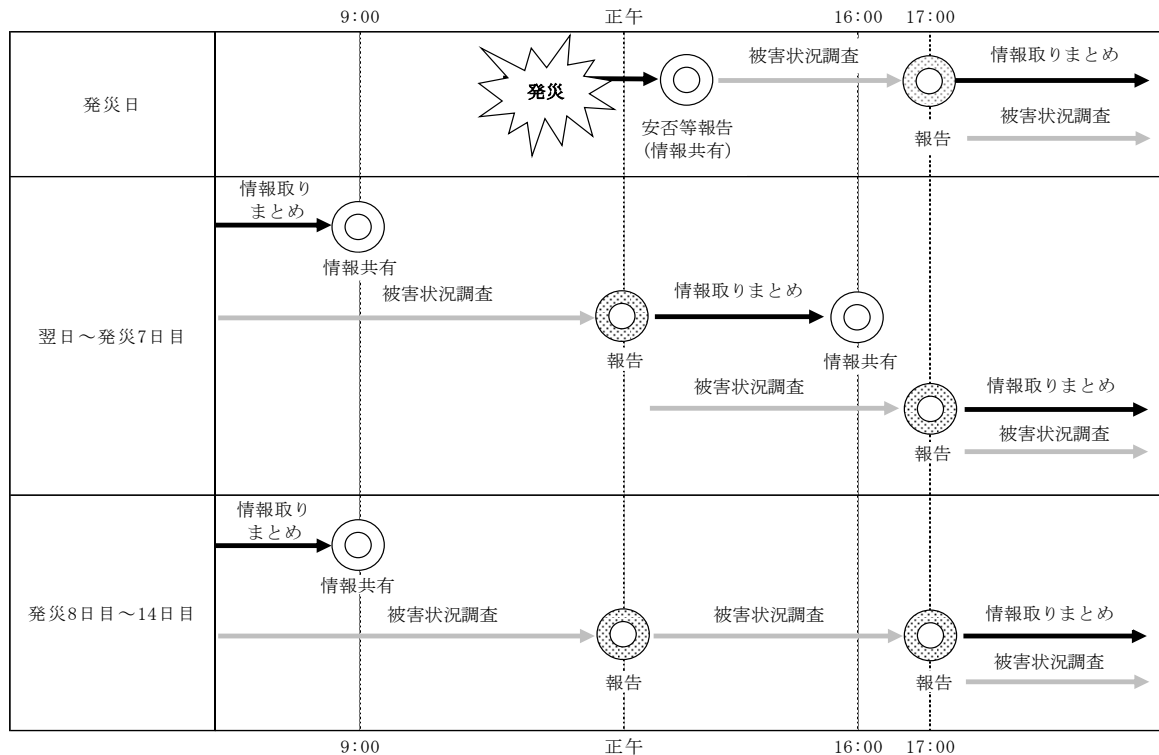
#### ③ 相互の情報共有

輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市相互の情報共有は、概ね以下のとおり行う。

【手段：原則メールにて】

- ・発災日～7 日目・・・1 日に 2 回程度（午前 9 時・午後 4 時）
- ・発災 8 日目～14 日目・・・1 日に 1 回程度（午前 9 時）
- ・発災 15 日目～30 日目・・・随時

《報告・情報共有スケジュール》



(4) 応急対策時の小規模事業者に対する支援

① 相談窓口の設置

- ・ 輪島商工会議所及び門前町商工会は、速やかに相談窓口を開設して事業者の事業継続に向けた支援を行うとともに、輪島市産業部漆器商工課に開設状況を報告する。

【手段：電話・メール】

② 被災事業者の調査

- ・ 輪島商工会議所及び門前町商工会は、輪島市と連携して、管内事業者の被害状況を詳細に調査する。

③ 支援施策等の情報発信

- ・ 応急時に有効な事業者支援施策について、輪島商工会議所及び門前町商工会は、管内事業者に向け、ホームページ、会報その他の広報手段で周知する。
- ・ 輪島市は、国、石川県その他関係機関が行う事業者支援施策を周知する。

④ 復旧支援

- ・ 輪島商工会議所及び門前町商工会は、輪島市と連携して復旧支援業務を実施する。

(5) 小規模事業者に対する復興支援

① 大規模災害時の支援人員の確保

- ・ 輪島商工会議所及び門前町商工会は、大規模な被害の発生等により人員が不足すると見込まれる場合は、他地域からの人員派遣等の要請に関し関係機関と協議する。

② 復興支援

- ・ 国、石川県及び輪島市の方針に従って、輪島商工会議所及び門前町商工会は、管内事業者に対する復興支援業務を実施する。

(6) 感染症流行時の対策

① 流行時の対応

- ・ 輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市は、職員の定期的な体調確認、職場の消毒、職員の手洗いやうがいの実施等、感染症対策を徹底し、相談窓口を開設する。
- ・ 国、石川県その他関係機関の情報や支援策について、輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市が連携して事業者へ随時周知する。

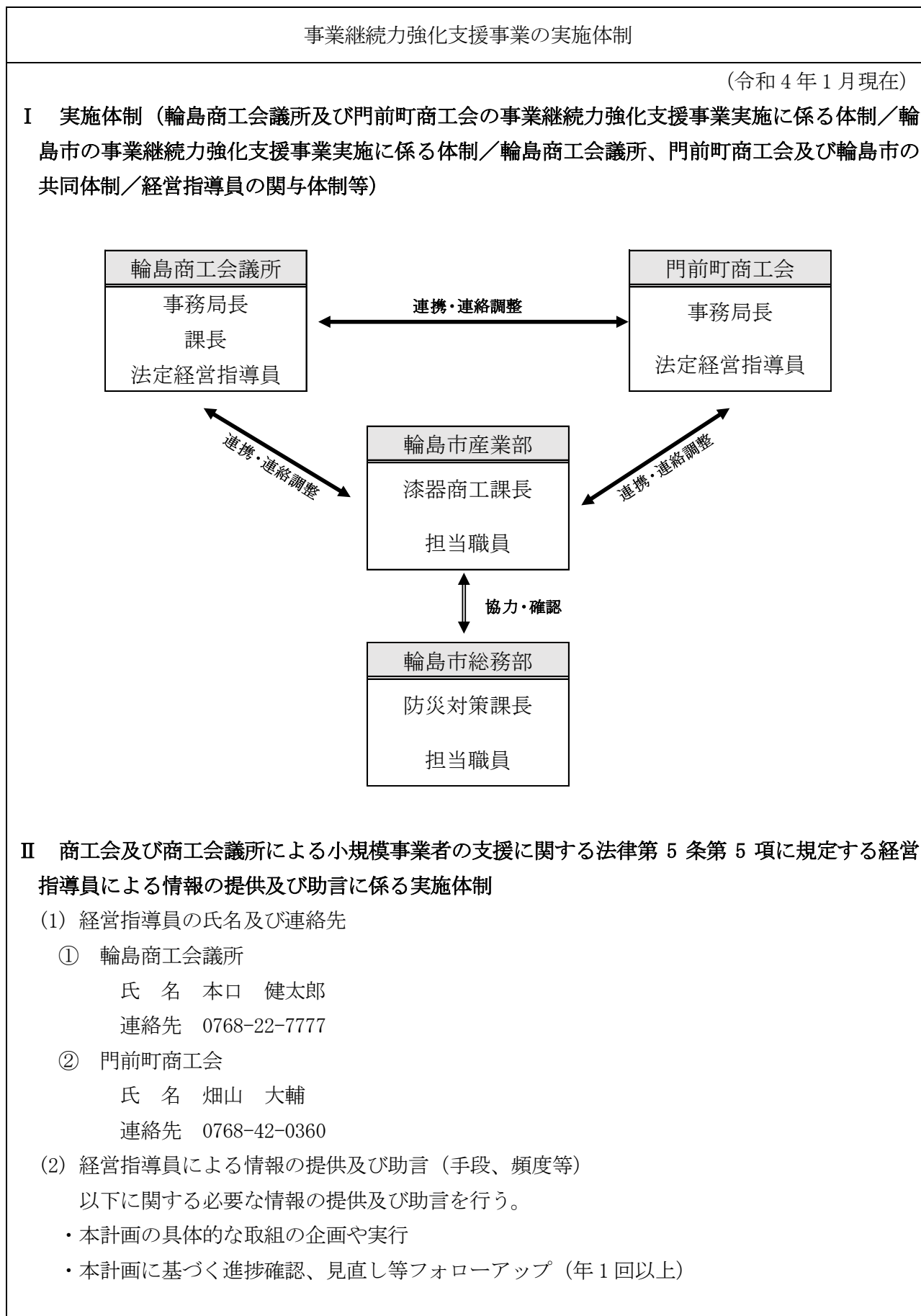
② 流行時の連絡体制

- ・ 輪島商工会議所、門前町商工会及び輪島市は、速やかに連絡体制を確立し、事業活動に影響を受けた事業者の状況を把握するとともに、その情報を共有する。



(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



### Ⅲ 連絡先

(1) 輪島商工会議所

〒928-0001 石川県輪島市河井町 20 部 1 番地 1

TEL 0768-22-7777 / FAX 0768-22-7707

E-mail : kaigisho@po.wajimacci.or.jp

(2) 門前町商工会

〒927-2151 石川県輪島市門前町走出 6 の 69 番地

TEL 0768-42-0360 / FAX 0768-42-8080

E-mail : monzen@shoko.or.jp

(3) 輪島市産業部漆器商工課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地

TEL 0768-23-1147

E-mail : shoukou@city.wajima.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>必要な資金の額</b>	<b>600</b>	<b>600</b>	<b>560</b>	<b>560</b>	<b>560</b>
・セミナー等開催費	300	300	300	300	300
(輪島商工会議所)	150	150	150	150	150
(門前町商工会)	150	150	150	150	150
・協議会運営費	20	20	20	20	20
(輪島商工会議所)	20	20	20	20	20
・広報費	80	80	40	40	40
(輪島商工会議所)	40	40	20	20	20
(門前町商工会)	40	40	20	20	20
・防災、感染症対策費	200	200	200	200	200
(輪島商工会議所)	100	100	100	100	100
(門前町商工会)	100	100	100	100	100

調達方法

会費収入、事業収入、石川県補助金及び輪島市補助金